

事 務 連 絡

平成18年6月30日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課
老人保健課

介護保険事務処理システム変更に係る資料の送付について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護報酬の見直し（経過型介護療養型医療施設の創設）に関する介護保険事務処理システム変更に係る資料等につきましては、平成18年5月19日事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る資料（「介護報酬の算定構造イメージ（平成18年7月見直し版）」）の送付について」及び平成18年6月9日事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る資料の送付について」によりお知らせしたところでありますが、平成18年6月28日の社会保障審議会介護給付費分科会において介護報酬の改定についての諮問・答申がなされ、本日（30日）、一部改正告示が公布されました。

これに基づき同資料の内容について整理（訂正）し、別紙のとおり確定版として作成しましたので送付いたします。

また、経過型介護療養型医療施設の追加分による「介護給付費単位数等サービスコード表」の訂正部分について作成しましたので合わせて送付いたします。

つきましては、管下の市町村等に対しまして、本資料を速やかに配布していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本資料は、WAM-NETに掲載する予定です。

<照会先>

（インタフェース関係）

厚生労働省老健局介護保険課 課長補佐 福井
システム管理指導官 佐藤
TEL03-5253-1111（内線）2166

（インタフェース関係以外）

厚生労働省老健局老人保健課 調査係長 伊差川
TEL03-5253-1111（内線）3960

【別紙】

介護保険事務処理システム変更に係る資料の送付内容について

1. 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(資料1を参照)

- 経過型介護療養型医療施設の創設に伴う変更部分について添付しています。
- 変更内容については、前回(平成18年6月9日事務連絡)お示しした内容からの変更はありません。

2. 「国保連合会とのインタフェース」(資料2を参照)

- 経過型介護療養型医療施設の創設等に伴う変更部分について添付しています。
- 変更内容については、前回(平成18年6月9日事務連絡)お示しした内容からの変更はありません。

3. 「介護報酬の算定構造」(資料3を参照)

- 経過型介護療養型医療施設の創設等に伴う変更部分について添付しています。
- 変更内容については、
 - ・単位数を記載(加筆)
 - ・「試行的退所サービス費」の記述を「試行的退院サービス費」へ名称訂正
 - ・その他、一部誤記修正(要介護→要支援)をしています。

4. 「介護給付費単位数等サービスコード表」(資料4を参照)

- 経過型介護療養型医療施設の創設等に伴う、以下の対象サービス部分について添付しています。

介護サービス

Iの9 短期入所療養介護サービスコード表

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護

IIIの3 介護療養施設サービスコード表

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

介護予防サービス

Iの9 介護予防短期入所療養介護サービスコード表

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養